

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

1 内 容

消防法によって建物に設置されている消火器・自動火災報知設備などは火災のときに適正に機能を発揮できるように定期的に点検を実施し、その結果を新城市消防長に報告する必要があります。

【根拠条文 法第17条の3の3】

2 手続き

1部作成し、予防課査察指導係（新城市消防防災センター2階）に提出します。（控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。）

【関係条文 政令第36条、規則第31条の6】

3 記入上の注意

(1) 届出者

届出の対象となる建物又は消防設備の所有権、管理権のある者

(2) 点検期間

特定防火対象物（飲食店、店舗等多数の人が利用する建物）は1年ごとに、特定防火対象物以外（工場、事務所等の一定の者が利用する建物）は3年ごとに点検報告義務があり、この期間を考慮して、特定防火対象物は1年、特定防火対象物以外は3年過去にさかのぼった期間を記入します。

4 添付資料等

(1) 消防用設備等の種類に応じた点検票

(2) 棟別一覧表（棟が複数ある場合）

(3) 点検者一覧表（点検者が複数いる場合）

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）